防犯対応マニュアル

愛育学園すみれを利用されている利用児及び、家族・職員の生命を守るために、事業所内に

侵入した不審者に即座に対応できるように、マニュアルを策定する。

子どもの安全を守ることを第一に考える。

その際の行動をスムーズに行い、二次被害を防ぐ。

子どもたちの安全を確保した後に、次に行うべきことは何かについて、マニュアル化

し、いつでも見返して確認する。

作成したマニュアルをもとに、定期的に防犯訓練を実施する。

最低でも半年に１回程度行うこと。

また不審者と遭遇するケースは、園内だけでなく、散歩中や園庭でも起こりうる。

様々なケースを想定し、それぞれの対応方法を訓練する。

基本的事項

（1）不審者への基本的対応

職員は、不審に思う来訪者が訪れた場合は、毅然とした態度で用件について質問を行う必要がある。この場合、冷静沈着な態度、言葉遣いに注意するとともに、人権侵害などの行き過ぎやそしりを受けないよう十分注意しなくてはならない。相手方の返答、状況によっては立ち入りを拒否、又は退去を求める措置を講ずる。

(2)基本的留意事項

不審者を犯人扱いせず、行き過ぎないよう注意する。

不審者を即、現行犯と決めつけない。不審者はあくまで不審者である。

呼びかけの第一声は、基本的人権侵害のそしりを受けないように注意する。

呼びかけながら、相手の挙動に注意し、油断や即断はしない。

何れの場合も相手の人相、身長、体格、衣類などの特徴をつかみ、メモする。

(3)緊急対処の基本的要領

①不審者

２名以上で対応するのが基本

通報者から状況を確認する。

動向を観察しながら接近し、さりげなく声をかける。

「ご用件はいかがでしょうか？」「誰をお尋ねですか？」等々

接近するのは１名、他の者は、目立たない所から状況を把握すると共に、不測の事態に備え、必要あるときは応援に駆け付ける。

合言葉を決める。職員のみに通じる合言葉を設定しておく。合言葉は単純なものにし、全職員が理解できるよう共有することが大切である。

(4)安全確保

１，利用児及び家族の安全確保を第一に考える。

２，職員自身の安全を守る。

危険を感じたら、一刻も早く通報し、警察に連絡する。
３，周辺地域の情報収集

園がある周辺地域の防犯情報や不審者を、地域社会と連携して、常に収集するようにする

以上